

< 施工業者様へ >

✂️ 住宅改修工事を始める前に ✂️

【対象となる工事】

- 手すりの取り付け・段差や傾斜の解消（付帯する工事として転落防止柵の設置）
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して町が必要な範囲と認める工事

【注意事項】

- 新築の工事は該当しません。
- 被保険者の住民登録のある住宅が対象となります。
- 事前申請と事後申請の2段階による手続きが必要となりますが、事後申請が「正式な支給申請」となりますので、事前申請による見積額が必ずしも支給決定を意味するものではありません。
*事後申請は見積額と同額、もしくは低額であること。高額になった場合は再度事前申請からやり直しになります。
- 申請時に添付する改修前後の写真は比較が出来るように撮影してください。なお、付帯工事を行った場合はその写真も必要となります。写真には必ず撮影日を入れてください。

*付帯工事として認めないもの（例）

- 手すり取付けに伴う、壁全体の壁紙の張替え。
- 便器の取替えに伴う、壁全体の壁紙の張替えや便所の拡張工事。
- 床上げに伴う、床暖房機能付加のための工事。
- ユニットバスに変更する際の、水栓の取替え、風呂釜の取替え、鏡等の設置工事。

- 住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書を添付してください
被保険者の自己負担額の割合（1割～3割）は、領収証の日付により適用期間を判断してください。
介護保険料を滞納し、給付制限を受けている被保険者は「受領委任払い」を利用できません。
- 完成した改修部分については、後日保険者立会いの下、活用状況の確認があります。
ご協力をお願いします。

◎ ご不明なことがあれば事前申請を行う前に、町の保健福祉課高齢福祉係までお問い合わせください。

連絡先	石川町役場保健福祉課高齢福祉係	26-9124
	石川町地域包括支援センター	26-4606